

各公民館長・組長 殿

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘  
( 公 印 省 略 )

令和7年度経営所得安定対策制度（水田活用直接支払交付金）の申請手続きについて

日頃より、農業関係事業の推進につきまして、格段のご協力をいただき誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、水田に飼料作物、出荷用野菜等を作付けされ、交付金の申請をされる方は、最寄りの会場で手続きをしていただきますよう、お知らせいたします。

対象と思われる方には郵送で案内をしておりますが、再度区内・組内の方へのご周知をよろしくお願いいたします。

なお、主食用米のみの作付けの方は申請の対象ではありません。

### 記

#### 1 日 程

月 日	場 所	時 間	対象区（集落）
5月28日（水）	桑野内生改センター	9：00～11：00	桑野内地区
	荒踊の館（ホール）	13：30～16：00	1区
5月29日（木）	鞍岡地区公民館	9：00～11：30	鞍岡地区
	役場2階災害対策室	13：30～16：00	2、3、4、5区
5月30日（金）	役場2階災害対策室	9：00～12：00	予備日（全地区対象）
		13：00～16：00	

#### 2 当日持参していただくもの

- (1) 印鑑（認印で結構です）
- (2) 次の方は、**通帳が必要**です。

- ・新規の方
- ・昨年申請されず、今年は申請される方  
(これまでに申請歴があっても、新たに申請となりますので、ご注意ください。)
- ・申請者名の変更をされる方
- ・口座の変更をされる方

#### 3 留意点

提出していただく伝票等は全て申請者名義でなければなりませんのでご注意ください。  
(出荷伝票、種や肥料等の購入伝票)

(文書取扱 農林課)

農畜産係  
電 話：82-1705  
F A X：82-1724